

食品衛生管理の国際標準化及び規制の見直しを求める意見書

食品の衛生管理については、HACCP（食品事業者自らが食中毒等の危害要因を把握し、それを除去または低減させて製品の安全性を確保する手法）の導入の義務化が先進国を中心に進められ、今や国際標準となっている。

日本においても、食品流通の更なる国際化等に向け、HACCPによる衛生管理の制度化・定着化が図られているものの、農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入率は、大手企業では8割以上である一方、中小企業を含めた業界全体では3割以下にとどまっているのが現状である。

加えて、食品用器具及び容器包装について、個別の規格基準により使用制限された物質以外の物質は、使用可能な制度となっていること、また、事業者が製造・輸入した製品を自主回収した場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がないことなど、食品衛生管理に関する規制上の課題も挙げられる。

よって、政府においては、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべく、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工から、調理、販売等までの一連の活動全体での取り組みを進め、食品衛生管理を「見える化」すること。
- 2 HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品の特性や業態等を踏まえ、中小企業等にも配慮した実現可能な方法で、十分な準備期間を設け取り組みを進めること。
- 3 都道府県等の条例で営業が許可されている業種も含め、全ての食品事業者にはHACCPによる衛生管理が定着していくよう、HACCP未導入の事業者を把握するための仕組みの構築を検討すること。
- 4 食品用器具及び容器包装の規制に、欧米等で導入されているポジティブリスト制度（安全性が認められた物質以外は使用を原則禁止する制度）の導入を検討すること。
- 5 食品事業者が自主回収する場合には、行政がその情報を把握できる仕組みの構築を検討すること。

以上、地方自治法第99条に規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員